

HACCP 制度化に伴う滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合による対応認定制度実施要領

1 目的

この要領は、平成 30 年 6 月 13 日付けで公布された改正食品衛生法により制度化された「HACCP の考え方に基づく衛生管理」及び「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」への組合員施設の対応を組合として支援し円滑に進めることを目的とし実施する認定制度の運用に関する詳細を定める。

2 認定の種類

(1) A 認定 (HACCP の考え方に基づく衛生管理実施施設認定)

CODEX に規定する HACCP 方式による衛生管理を実施する施設。

(2) B 認定 (HACCP の考え方を取り入れた衛生管理実施施設認定)

一般衛生管理にかかる管理手順及び HACCP の考え方を取り入れ、調理手順の管理方法をまとめた衛生管理計画書を備え、計画に基づく管理の記録を実践している施設。

3 認定の基準

(1) A 認定を行う施設は次のいずれかに該当する施設とする。

- ア. 滋賀県が実施する HACCP 認証(セーフフードしが)の認証を受けた施設
- イ. 民間団体等が実施する HACCP 認証を取得した施設
- ウ. 厚生労働省が実施する HACCP チャレンジ事業に参加している施設

(2) B 認定を行う施設は次に該当する施設とする。

衛生管理計画書を備え、その計画が実践されていることが確認できる記録を備えている施設であって、毎年 1 回組合事務局に対し、記録の写しを提出することのできる施設 (提出日直近の 1 週間分の記録を提出)

4 認定証の交付

上記 3 の認定基準を満たす施設に対しては、組合が作成する認定書を交付する。

5 認定の取り消し

認定を受けた施設が、上記 3 の認定基準を満たさない状況になった時、及び虚偽の報告を行った際には認定を取り消す。

6 施行

この要領は平成 31 年 3 月 1 日より施行する。